

# 携帯電話番号の有効利用に向けた 電気通信番号に係る制度の在り方

## 骨子（案）

平成 27 年 10 月 1 日

情報通信審議会 電気通信事業政策部会  
電気通信番号政策委員会

# 目次

第1章 携帯電話番号利用の現状と動向について	1
1 携帯電話番号利用の現状について	1
2 携帯電話番号利用の動向について	1
3 M2Mサービスの動向	2
第2章 M2M等専用番号の導入について	3
1 M2M等専用番号の必要性	3
2 M2M等専用番号の対象とするサービスについて	5
3 M2M等専用番号の番号帯について	7
4 M2M等専用番号の桁数	7
5 M2M等専用番号へのサービス移行について	8
6 M2M等専用番号の指定要件(電気通信番号規則)の在り方	9
7 M2M等専用番号の指定基準(電気通信事業法関係審査基準)の在り方	11
第3章 携帯電話番号の指定基準の見直しについて	12
1 携帯電話番号の指定数と使用数の差分について	12
2 携帯電話番号の指定基準の見直しについて	12
第4章 その他	13

## 第1章 携帯電話番号利用の現状と動向について

### 1 携帯電話番号利用の現状について

携帯電話は昭和54年に提供が開始され10万番号が使用されていたが、その後、契約数が大きく増え、平成20年には1億件を超え、平成27年3月末に1億5,270万件に到達するとともに、年間800万件程度の増加が続いている。

このような携帯電話の番号需要増に応じて、これまで、桁増しや新たな0A0番号帯の導入等により携帯電話向けの番号容量を拡大してきている。平成11年には、携帯電話の爆発的な普及に伴う番号需要増に対応するため、それまで使用されていた番号帯(010/020/030/040/080/090)を090番号帯に集約するとともに、10桁から11桁への桁増しを実施した。また、平成14年には、携帯電話番号帯を080番号帯にも拡大した。さらに、平成25年にPHSで使用していた070番号帯を携帯電話向けに拡大し、平成26年に携帯電話とPHS間の番号ポータビリティを導入したことにより、携帯電話・PHSの電話番号は、070/080/090番号帯に共通化している。

現在、携帯電話・PHSの番号としては、070/080/090で始まる11桁の電話番号の合計2億7,000万番号を割り当て、このうち、平成27年3月時点で2億2,580万番号を割り当て済みであり、今後割り当て可能な番号数は070番号帯の4,420万番号のみという状態になっている。

引き続き携帯電話の需要が増大し、現状の携帯電話番号の指定方法を維持した場合には、平成30年頃には指定可能な番号が不足(枯渇)する可能性がある。

### 2 携帯電話番号利用の動向について

平成25年3月末から平成27年3月末における携帯電話・PHSの契約数の推移を見ると、音声・データ通信契約は605万件増(5.2%増)であるのに対して、データ通信専用契約は1067万件増(45.0%増)となっており、音声・データ通信契約に比べてデータ通信専用契約が大きく伸びている。

データ通信専用契約については、通信モジュール<sup>1</sup>を用いるものとそれ以外のものがあり、平成25年3月末から平成27年3月末において、通信モジュールに係る契約は308万件増(35.8%増)、通信モジュール以外に係る契約は759

<sup>1</sup> 自動販売機、デジタルフォトフレーム等の機器に組み込み、機械同士のデータ通信に利用される部品(モジュール)をいう。

万件増（50.3%増）となっている。通信モジュールを利用するものには、様々な M2M（Machine to Machine）サービスが含まれており、例えば、販売・在庫情報の送受信を行う自動販売機や、写真・動画データを受信するデジタルフォトフレームなどがある。また、通信モジュール以外のものでは、タブレット端末や携帯用 Wi-Fi ルーター、ゲーム端末などのデータ通信専用の機器が挙げられる。これらのほか、MVNO 向けのデータ通信専用の卸契約が含まれる。

### 3 M2M サービスの動向

今後、M2M サービスや IoT（Internet of Things）の一層の普及・発展が見込まれている。

M2M/IoT においては、固定通信や無線通信によるデータ通信が主に用いられている。どのような通信手段が用いられるかは、M2M サービス等の地理的拡がりや用途等によって様々であり、同じ M2M サービスであっても、提供される通信環境等に応じて複数の通信手段が用いられることもある。データ通信には、主に IP アドレスやそれに紐づくポート番号、ドメイン名、URL 等の識別子等が用いられるが、携帯電話ネットワークを用いる場合には、データ通信が行われるに当たり、ネットワークによる端末の位置の捕捉や認証を経て呼接続を行うために携帯電話番号及び IMSI<sup>2</sup>（International Mobile Subscriber Identity）が必要とされている。

これについて、M2M サービスに利用される携帯電話番号が平成 32 年には 4,200 万番号に達するとの予測がある。さらに、IoT やビッグデータの活用の進展と相まって、新たな M2M サービスが展開されていくことも考えられる。大きく広がると考えられる主な M2M サービスとして、例えば、各電力会社が提供するスマートメーター（電力会社等の検針・料金徴収業務に必要な双方向通信機能や遠隔制御機能を有した電子式メーター）やテレマティクスサービス（カーナビゲーション等の車載端末と携帯電話ネットワークを利用して様々な情報等を提供するサービス）などが挙げられる。

スマートメーターは、各家庭等に設置され、電力会社に電力使用量を送信したり、電力会社から電力の停止・停解、契約変更などの命令を送信したりするものである。全国の電力会社においては、工場等の高圧部門については平成 28 年までに、家庭等の低圧部門についても平成 36 年度末までに導入を完了する予定としている。

---

<sup>2</sup> 電気通信回線設備に接続された端末設備を識別するための番号であり、主に、携帯電話端末、PHS 端末及び BWA 端末に挿入する SIM カードに書き込まれ、加入者識別に使用される。

テレマティクスサービスは、通信ネットワークを利用することにより、自動車における安心・安全の確保や利便性の向上を図るシステムである。例えば、自動車から収集された車両の位置や速度等の情報から生成されるリアルタイム交通情報、通行実績マップ、交通量マップなどが提供されている。

これらのほかにも、農業や防災、ヘルスケアなど様々な分野において、センサー等を活用した M2M サービスが登場している。

## 第 2 章 M2M 等専用番号の導入について

### 1 M2M 等専用番号の必要性

以上のような携帯電話サービスの動向を踏まえると、M2M サービス及びその他のデータ通信専用サービスについて、①将来にわたる電気通信番号の効率的利用を確保しつつ、②電気通信サービス利用者の利便性確保・向上や、③M2M サービス等の活性化に資するため、専用の番号帯（M2M 等専用番号）を創設するとともに、携帯電話番号として広く認知されている 090/080/070 番号については人が操作等を行うサービス向け利用に集約することが適当である。

○ M2M 等専用番号導入の意義として、以下のような点がある。

#### (1) 将来にわたる電気通信番号の効率的利用の確保

M2M サービス等については需要の大きな伸びが想定されるものであり、通常、利用者等が発信時の操作や発信番号通知により接続時に電話番号を認識するものではない。090/080/070 番号については、既に 2 億 2,580 万番号を指定している中で桁増しを混乱なく行うことは困難であるが、M2M 等専用番号を導入する場合、11 桁より長くしても（桁増しを行っても）、利便性の観点からのデメリットが小さく、音声通話サービス等、人が認識するサービス向けの番号に比べれば桁増しによる番号枯渇の防止を容易に行うことが可能である。したがって、M2M 等専用番号の導入により、桁増しを通じた番号資源の効率的活用のための手段確保につながりうる。

#### (2) 電気通信サービス利用者の利便性確保・向上

今後大きな需要の伸びが想定される M2M サービス等向けに異なる番号帯を使用することにより、将来にわたり、人が操作し音声通話等を行う携帯電話サービス向けに、できる限り従来からの携帯電話の番号帯（090/080/

070 番号) を活用していくことが可能となるとともに、利用者が M2M 等専用番号やその他のデータ通信専用番号に誤発信することによる混乱を減らすことができるなど、音声通話サービス等利用者の利便性確保に資する。

### (3) M2M サービス等の活性化

- ・ M2M サービスは、携帯電話サービス等と比べて、①サービス形態として音声通話は通常行わないこと、②ネットワークの活用形態として特定通信事業者の網内に閉じた通信あるいは他事業者の網とは限定的な接続のみを行う通信が多いこと、③番号需要の発生形態として大きな番号需要が特定の時期に発生することが多い等の違いがある。
- ・ また、人が利用するデータ通信専用サービスについても、①M2M サービスと同様、音声通話を行わないものであることに加え、②専らインターネットプロトコルによるパケット通信を行うものであることなど、音声通話を行う携帯電話とはサービスの形態が大きく異なる。
- ・ したがって、M2M 等専用番号の指定の要件・基準については、このような M2M 等サービスの特性に適合するものとなるよう設定することにより、M2M 等サービスの円滑な導入・運営や活性化を促進することができると考えられる（6及び7で詳述）。

#### ○ 他方、M2M 等専用番号の導入における課題として、

- ①M2M 等専用番号の導入後、既に M2M 等向けに使用されている 090/080/070 番号の M2M 等専用番号への円滑な移行の確保（4で詳述）、
- ②桁増しを行う際のネットワーク改修等に係る設備投資コストの発生等について、桁増しを行うタイミングや方法の適正化、M2M サービスの更改時期等を捉えるなどの円滑な番号移行（4で詳述）

といった点に留意する必要がある。

#### ○ M2M 等専用番号の導入について考え方をまとめると、以上のとおり、M2M 等専用番号を導入するメリットは大きく、課題面についても、後に述べるとおり、専用番号への円滑な移行のための措置を講じるとともに、桁増しのタイミングを適正に設定すること等の対応を行うことは可能であることから、適切な時期と方法により導入することが適当である。

## 2 M2M 等専用番号の対象とするサービスについて

- 次に、M2M 等専用番号の対象とすることが適当である具体的なサービスの範囲について、以下に整理する。

### (1) M2M サービス

「M2M」について、本骨子（案）では、「個々の通信を行う際に人が操作することなく、機器間でネットワークを介して通信を行うことにより、情報を収集したり機器を作動させたりするシステム」の意で用いることとする。

M2M サービスについては、既に述べたとおり、スマートメーターやテレマティクス、その他センサー等を活用した各種サービスが該当するところであり、上記 1 に述べたとおり、携帯電話ネットワークを用いる M2M 等サービス向けの番号を活用していくことが適当である。

#### （限定的な音声通話サービスの扱い）

他方、M2M サービスにも様々な形態のものが存在し、例えば複合的な機能を持つテレマティクスサービスの場合、通信モジュールによる渋滞回避ルート案内配信やセキュリティ管理等のほか、ボタン押下等の操作によるオペレーターの通話案内サービス等、限定的に音声通話サービスが行われる場合がある。

M2M 等専用番号は、多様な M2M サービスの柔軟な提供の観点からは、できるだけ多くのサービスに利用可能であることが望ましいが、不特定多数の相手方との通話サービスを行うようなものにまで利用可能とすると、①利用者による従来の 090/080/070 番号と新たな専用番号の間の区別が難しく混乱が生じる可能性があり、②音声通話サービスを伴わないことを理由として指定要件を緩和すること等を通じて M2M サービスの活性化を促進することもできなくなる。

このような観点から、M2M 等専用番号を音声通話に用いることができるのは、(i)M2M サービス利用者が番号を認識する必要がない使用形態であり、(ii)特定の者（コールセンターのオペレーター等）のみとの間で行われる場合に限定することが適当である。

### (2) M2M サービス以外のデータ通信専用サービス

タブレット端末のデータ通信や、携帯電話の音声通話サービスを含まないデータ通信専用プラン等、携帯電話ネットワークを通じたデータ通信専用サービスについても、1 で述べたとおり、

- ①需要が増加しているサービスであり、M2M 等専用番号を使用することにより、070 番号の枯渇抑制に資すると考えられること
  - ②人が行う機器の操作によりインターネット接続されるサービスではあるが、通常、携帯電話番号を接続用の識別子として利用者が認識するものではないこと
- 等から、M2M 等専用番号の対象とすることが望ましい。

#### (SMS によるメッセージ送受信機能付きサービスの扱い)

他方、このようなタブレット端末やスマートフォン等向けデータ通信専用サービスに、SMS (Short Message Service) によるメッセージ送受信機能を組み合わせたサービスも使用されている。このようなサービスの場合、当該サービス契約者の携帯電話番号あてに他の利用者等がショートメッセージを送信する際の宛先記入・選択や、当該サービス契約者からの他の利用者がショートメッセージ受信する際の送信者番号表示を通じ、人が携帯電話番号を認識することとなるため、当該サービスに現在の携帯電話番号 (090/080/070) とは異なる M2M 等専用番号が付与された場合、利用者等に混乱を与えるおそれがある。

また、SMS は携帯電話特有のネットワークとして構築されており、仮に M2M 等専用番号について桁増しを行った場合に、当該専用番号による携帯電話事業者間の SMS 接続を行うには、桁増しに対応するコストとは別に相当のネットワーク改修コストが生じる<sup>3</sup>。

したがって、このような SMS によるメッセージ送受信を伴うサービスについては、M2M 等専用番号の対象とはしないことが適当である。

#### (3) その他のサービス

M2M サービスには様々な形態があり、今後も現時点では想定されないサービスが開発・提供されていくことが想定される。M2M 等専用番号については、多様なサービス提供やイノベーションを促進するものであり続けるよう、今後全く新たな形態の M2M サービスが出現する際も、必要な範囲で制度的手当は加えつつ、(指定要件等が緩和された使いやすい番号であること等、上記 1 に詳述した) 導入のメリットを損なわない限りにおいて、柔軟に利用できるような枠組みとすることが適当である。

例えば、上記(1)において、音声通話サービスについても、M2M サービス等利用者が番号を認識することなく特定の者とのみ行われるものについては使用可能と整理したが、M2M 等専用番号が M2M サービス等利用者に認識される

<sup>3</sup> 現在、携帯電話事業者間の SMS サービスは相互に接続されている。

場合でも、携帯電話の操作により遠隔操作で自宅の家電を起動させるために、家電等のモノの識別番号として M2M 等専用番号を使用する場合等、M2M サービス等利用者がモノの作動のための番号として認識することが明らかな場合等、M2M サービス等利用者の混乱が生じないと考えられる場合には、当該番号の利用も許容されうると考えられるのではないか。

### 3 M2M 等専用番号の番号帯について

- M2M 等専用番号とする番号帯については、
  - ・ 地理的識別や着信課金等のサービス制御機能を伴わないサービスに用いられる 0A0 番号を使用する
  - ・ 0A0 番号のうち残された未使用の番号帯 (030、040) については、将来の新サービス等向けに留保する
  - ・ M2M サービスやデータ専用サービスについては、従来の音声通話を伴う携帯電話・PHS と比べて、サービス形態や利用者による番号認識、ネットワーク活用形態等が異なることから、番号によるサービスの種類の識別性を確保する観点から、携帯電話・PHS サービスに現在使用している 090/080/070 番号とは離れた番号帯とするといった条件を満たすことが望ましい。
  
- このような条件を満たす番号帯として、M2M 等専用番号は 020 番号<sup>4</sup>とすることが適当である。

### 4 M2M 等専用番号の桁数

- M2M 等専用番号については、これらの番号が原則として発信番号として携帯電話端末に入力されたり、発信番号として通知されたりすることを通じて接続用番号として認識されるものではないことから、桁数を 090/080/070 番号 (11 桁) よりも長く設定すること (桁増し) により、利用者の不便を生じさせることなく番号空間を有効活用することができる。
  
- 他方、桁増しに当たっては、携帯電話事業者のネットワークシステム改修

---

<sup>4</sup> 020 番号は、一部が発信者課金無線呼出しサービスに用いられているが、当該サービスに係る番号使用の需要が大きく増加する可能性はほとんどなく、現在の 11 桁では 8 × 1,000 万番号、12 桁とすれば 8 × 1 億番号、13 桁とすれば 8 × 10 億番号の容量を確保することができる。

等に数百億円程度の投資コストと準備期間が必要となると見込まれることから、M2M サービス等の需要が十分に拡大しない場合には、桁増しを行うことが利用者負担料金の押し上げや、M2M サービスの事業効率の悪化につながるおそれもある。

- M2M サービスに利用される携帯電話番号の番号数については、平成 32 年に 4,200 万番号に達すると予測しているものがある一方、今後、携帯電話ネットワークを用いない M2M サービスの利用が広がる可能性もある。  
また、M2M サービス以外のタブレット端末等向けデータ通信専用サービスについても、ここ数年は需要が大きく伸びているものの、需要規模は人口規模に照らし一定の制約を受ける性質のサービスであると想定される。
- したがって、M2M 等専用番号の導入当初においては、携帯電話事業者のシステム改修等に係る期間や投資を抑えつつ、関連サービスが迅速かつ円滑に提供されるよう、従来の携帯電話・PHS と同じ 11 桁とすることが適当である。その上で、11 桁の M2M 等専用番号の導入により、8,000 万番号が使用できることとなるところ、M2M 等専用番号の指定番号数が一定数に達すると見込まれる時期以前に桁増しを行うことを予定し、M2M サービス関係者に対して桁増しについて周知を図ることが適当である。その上で、電気通信事業者や M2M サービス等利用者にネットワーク改修や更新等に応じた番号移行について十分な準備を促すことが必要である。
- なお、桁増しを行う場合の桁数については、電気通信事業者によれば、12 桁に増やす場合と 13 桁に増やす場合とではネットワーク改修コストの差は大きくないとのことであった（14 桁に増やす場合は、PHS の標準仕様が 13 桁までしか対応していないため、PHS に係る標準仕様の変更やネットワーク全体の改修を行う必要がある。）。このようなことも踏まえ、桁増しに当たっては、投資コストが大きく変わらない範囲で、できるだけ多くの番号空間を確保し、番号資源の有効活用を図ることが適当ではないか。

## 5 M2M 等専用番号へのサービス移行について

- 電気通信番号を効率的に利用する観点から、M2M 等専用番号の導入後は、M2M 等専用番号の対象となるサービスについては、できる限り M2M 等専用番号が使用されることが望ましい。

- したがって、M2M 等専用番号の対象となるサービス（2において詳述）については、M2M 等専用番号の導入後、原則として、既存の 070 番号の新規の指定は行わないこととすることが適当である。
- 他方、既に 090/080/070 番号を使用している M2M サービスについては、M2M 等専用番号の導入後に直ちに当該専用番号に移行するよう求める場合、M2M 等専用番号を使用するサービス利用者や携帯電話事業者に大きな負担が生じることも想定されるため、サービスや機器の更改時期等を踏まえ、M2M 等専用番号への移行を促すことが必要である。
- また、既存の M2M 等サービスを M2M 等専用番号に円滑に移行するため、番号指定基準上の動機づけを設けることが適当である。このような動機づけの例としては、当該移行により新たに音声通信を伴うサービス向けに利用可能となった 090/080/070 番号の数については、番号申請ができる上限の利用率（現在は 70%）の算出に当たり分母から差し引いて算出できることとする事などが考えられる。

## 6 M2M 等専用番号の指定要件（電気通信番号規則）の在り方

- M2M 等専用番号については、M2M サービス等（上記 2 において専用番号の対象としているサービスをいう。）の特性等を踏まえ、現携帯電話番号（090/080/070）より指定要件を緩和し、より低コストで、迅速かつ柔軟に利用できる番号とすることにより M2M サービス等の活性化に資するようすることが適当である。

### ①緊急通報

緊急通報を利用可能とすることについては、M2M 等専用番号の対象とするサービスは主としてデータ通信を行うものであり、直接、緊急通報を行うことは想定されないため、指定要件としないことが適当である<sup>5</sup>。

### ②番号ポータビリティ

従来の携帯電話番号（090/080/070）においても、データ通信専用契約は番号ポータビリティを利用可能とする義務の対象から除外されており、一

<sup>5</sup> 欧州では、平成 27 年 10 月以降に EU 域内で販売される新車に自動緊急通報システム（eCall）を搭載することが義務付けられた。我が国では、オペレーターが必要に応じ緊急通報を行う機能を具備したテレマティクスサービスが自動車メーカーにより任意のサービスとして提供されている。

般に、現状では任意の番号ポータビリティの対象にもなっていない。

M2M サービス等についても、原則として利用者が番号を接続のための識別子として認識し、自ら発信時等に使用するものではないため、一般に番号が変更されてもサービス利用が円滑に継続される限りにおいて利用者に不利益は生じない。

したがって、M2M 等専用番号については番号ポータビリティを利用可能とすることを指定要件とする必要はない。

### ③第一種指定電気通信設備との相互接続

第一種指定電気通信設備との相互接続の義務は、音声通話サービスについて、広く当該設備や他事業者網の利用者と接続できることが利用者の利益のために重要であることから設けられているものである。一方、当該相互接続を行うには、相応の準備期間やコストを要するものである。

M2M サービス等については、特定の電気通信事業者の網内に閉じたデータ通信を行うことも多く、固定電話サービス等と接続される場合でも、一般に固定電話ネットワーク利用者全般とつながることまでは要しないと考えられる。したがって、第一種指定電気通信設備との相互接続について指定要件とする必要はなく、事業者間調整により必要な接続がなされれば足りるものである<sup>6</sup>。

### ④技術基準

M2M サービス等においては、音声通話は原則行われなことから、M2M 等専用番号の指定基準として求められる技術基準のうち音声通話の品質に係るものについては、要件とはしないことが適当である。

### ⑤無線局免許

090/080/070 番号の指定要件において、電波法に基づく基地局の無線局免許を有する電気通信事業者であることを求めているが、M2M 等専用番号についても同様に、基地局を含む携帯電話ネットワークを有することを前提とするものであるため、当該要件については、M2M 等専用番号についても当面維持することが適当である。

---

<sup>6</sup> 電気通信事業法第 32 条に基づき、電気通信事業者は、他の電気通信事業者から、電気通信回線設備との接続の請求を受けたときは、原則としてこれに応じる義務がある。

## 7 M2M 等専用番号の指定基準（電気通信事業法関係審査基準）の在り方

- 090/080/070 番号の指定基準については、電気通信事業法関係審査基準において、携帯電話番号のひっ迫（枯渇）対策として専用の指定基準が導入されている。
- 具体的には、
  - ① 需要の見込みから算出される電気通信番号の数が電気通信番号指定基準に照らして合理的なものであること、かつ、
  - ② 電気通信役務の提供に必要な電気通信番号がその提供する計画に照らして妥当なものであることとされている。

この電気通信番号指定基準においては、直近3ヵ月間の契約数の実績値等に基づく「需要の増加見込み」、直近の需要増の傾向を反映するための「増加係数」、解約後一定の休止期間を設けている番号（解約保留番号）など、やむを得ず使用を保留している番号の存在を勘案した「使用率」といった要素に基づいて申請可能数が算出されることとなっている。
- M2M 等専用番号の指定基準については、番号資源の効率的な活用を図りつつ、M2M サービスの需要の特性にも効果的に対応できるような指定基準とすることにより、M2M サービスの円滑な普及を促すものとすべきである。
- 具体的には、M2M サービスに使用する番号については、
  - ① 短期間のうちに大量の需要が発生する可能性があること
  - ② 製品に組み込む通信モジュールの製造段階で番号が必要となるため、番号指定から使用までの期間が比較的長いことといった番号需要の特徴がある。
- 他方、M2M サービス向けの番号については、個人・法人等ユーザ向けの音声通信を伴うサービスと比べ、使用しなくなった番号を一定期間保留する必要性は相対的に低い。
- 以上のことから、M2M 等専用番号の指定基準については、M2M サービス向けの番号需要の特性に対応できるものとする必要がある。例えば、直近の契約数の実績等によらず事業者が見込んでいる需要の予測に基づいて番号の指定を行う一方、指定を受けた番号数のうち使用している番号数の割合に関する条件を適正化することなどが考えられる。

### 第3章 携帯電話番号の指定基準の見直しについて

#### 1 携帯電話番号の指定数と使用数の差分について

- 携帯電話・PHS 事業者に指定済みの番号数と、実際の使用数の差分は年々拡大しており、平成 20 年 3 月末時点で 4,635 万番号であったところ、平成 27 年 3 月末時点では 6,664 万番号（全指定番号数の約 29.5%）に達している。

このような状態になっている要因として、番号の指定を受けてから実際に利用者に番号を払い出すまでの期間の存在や、MVNO 事業者に対して引き渡している番号の増加といったことが考えられる。

#### 2 携帯電話番号の指定基準の見直しについて

- 070 番号の不足（枯渇）を抑制するため、M2M 等専用番号を設けることに加え、090/080/070 番号の指定数と使用数の差分の縮小を図り、それぞれの事業者における指定済み番号の有効利用を促進することが望ましい。
- このため、携帯電話事業者により携帯電話番号の一層の有効利用が図られるよう指定基準を見直すことが必要である。例えば、
  - ①事業者が申請可能な番号数は、直近 3 ヶ月間の番号需要増から算出されており、申請の時期（タイミング）によって、契約数の伸びが著しい年度末等の特定短期間の需要増が申請可能番号数に反映されてしまうことから、より長期的な番号需要増をベースとして算出するよう変更すること、
  - ②直近の番号需要の増加傾向を超える急激な番号需要増に対応可能な番号数を事業者の申請可能番号数に反映するために設定されている増加係数（1 以上、3 以下の範囲）については、特定短期間の番号需要増をさらに過度に強調する要因となるため、撤廃も含めた見直しを図ること、
  - ③指定を受けている番号のうち 70%以上を使用していることを求める下限値について、その値を引き上げることといった見直しを行うことにより、事業者に対する指定番号数を抑制することが適当である。
- 一方、指定番号数の抑制を図ることと合わせて、携帯電話・PHS 事業者の円滑な事業展開を阻害しないよう、新規サービスの導入などに伴う特別な需

要（特需）に基づく番号申請については、必ずしも既定の算出式によらず、事業者から提供される所要の情報（需要の算出根拠等）を踏まえて柔軟に審査できるように指定基準を改めることも検討すべきである。

## 第4章 その他

- 以上に述べてきたように、M2M 等専用番号の導入や携帯電話番号の指定基準の見直しを行っても、携帯電話番号のひっ迫（不足）が生じる場合も考えられるため、
  - ・ 携帯電話番号（090/080/070）と隣接している 060 番号<sup>7</sup>については、9,000 万番号が未指定の状態となっているため、携帯電話番号の需要や M2M 等専用番号の利用動向を踏まえつつ、将来的に携帯電話番号として使用することを検討することが適当である。
  - ・ 現在使用されていない 0900 番号帯及び 0700 番号帯は携帯電話番号（090-1～9/070-1～9）と隣接しており、0200 番号帯も 020-1～3/020-5～9 を M2M 等専用番号とする場合これに隣接することとなることから、将来的に携帯電話や M2M サービス等に使用することも見据え、番号の枯渇を防ぐために留保することが適当ではないか。（0AB0 番号帯は現在付加サービスに用いられており、0800 番号帯については、付加サービスの一つに位置づけられる着信課金用番号に用いられている。このこととの関係もあり、現在、0900 番号帯、0700 番号帯及び 0200 番号帯は使用されていない。）
- また、M2M の更なる発展・推進には、携帯電話ネットワークを用いるデータ通信等において、今後、IPv6 の活用が重要な鍵となる。この IPv6 の活用を促すため、M2M 等専用番号の運用の在り方やその他電気通信番号等に係る施策との関連で行いうる取組みについても、今後検討を行っていくことが必要ではないか。

---

<sup>7</sup> 060 番号の用途は、現在、UPT（Universal Personal Telecommunication）サービス及び FMC（Fixed-Mobile Convergence）サービスに割り当てられているが、番号は指定されていない。